

大安協発 第 2-21 号
令和 2 年 5 月 13 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会



冷凍設備の修理中の死亡事故情報

(注意喚起)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安 3 法事務連携機構おおさかより、冷凍設備の修理中の死亡事故情報の提供を受けましたのでお知らせいたします。

事故概要等をご確認いただき、設備修理時などで同様の事故を起こさないよう社内周知、注意喚起をお願い致します。

【添付】

1. 冷媒ガス回収作業時等の事故防止について（ご依頼）

2. 経済産業省 HP 記事

(1) 冷凍設備から回収された冷媒を取り扱うときの注意のお願い

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200424_kouatsu.html

(2) 冷凍設備の修理等を行う際の法令遵守の徹底について（要請）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/12/20191206_1.html

以 上

大消規第 105 号
令和 2 年 5 月 12 日

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
会長 加藤 保宣 様

保安 3 法事務連携機構おおさか
代表 城戸 秀行

冷媒ガス回収作業時等の事故防止について（御依頼）

新緑の候、貴協会におかれましては、益々御隆盛のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市の消防・保安行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 4 月 16 日に、岐阜県において冷凍設備から回収されたフロン（冷媒）の取扱中に 1 名の方が死亡される事故が発生いたしました。

経済産業省からの情報では、当該事故は冷凍設備から回収されたフロンが充填された容器から、セパレーター（フロンとフロンに混ざった劣化オイルを分離するもの）を介して別の容器に移充填している際に、セパレーターが破裂し、作業者が被災したものと推定されております。

また、昨年 11 月にも佐賀県において二酸化炭素を冷媒として使用している冷凍設備の修理中に 1 名の方が死亡される事故も発生しております。

貴協会々員事業者の皆様方におかれましては、適切に作業に従事していただいているところとは存じますが、冷媒ガスの回収作業に従事する場合は、冷媒の漏えい及びホース、附属品、容器等の破裂等に十分注意して行っていただくとともに、修理等を行う場合には、冷凍保安規則第 9 条第 3 号に定められた事項を遵守していただきますよう、再度御周知していただきたく御協力のほどよろしく願いいたします。

経済産業省 HP：[冷凍設備から回収された冷媒を取り扱うときの注意のお願い](#)
[冷凍設備の修理等を行う際の法令遵守の徹底について（要請）](#)

担当 保安 3 法事務連携機構おおさか事務局【堀内・小柳】
（大阪市消防局予防部規制課内）
所在地 〒550-8566 大阪市西区九条南 1 丁目 12 番 54 号
電話 06-4393-6265
FAX 06-4393-4580
メール pa0032@city.osaka.lg.jp





冷凍設備から回収された冷媒を取り扱うときの注意のお願い

本件の概要

2020年4月24日
経済産業省

令和2年4月16日に、岐阜県において冷凍設備から回収された冷媒であるフロン¹の取扱中に1名の方が死亡される事故が発生しました。この事故は、冷凍設備から回収されたフロンが充填された容器から、セパレーター（フロンとフロンに混ざった劣化オイルを分離するもの）を介して別の容器に移充填している際に、セパレーターが破裂し、作業者が被災したものと推定されます。冷凍設備から回収された冷媒を取り扱うときには、冷媒の漏えいとともに、ホース、附属品、容器等の破裂等には十分注意して行うようお願いいたします。

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室
電話：03-3501-1706（直通）



冷凍設備の修理等を行う際の法令遵守の徹底について(要請)

本件の概要

2019年12月5日
高圧ガス保安室

令和元年11月2日に、佐賀県において二酸化炭素を冷媒として使用している冷凍設備の修理中に1名の方が死亡される事故が発生しました。この事故は、冷凍設備の安全弁の交換の際、元栓が閉められていない状態で安全弁を取り外したため、二酸化炭素が漏洩し、作業員が被災したものと推測されています(死亡の原因は、司法解剖の結果、不詳)。

また、近年、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)の対象設備からの噴出・漏えい事故が増加しているため、安全の確保の観点から、冷凍のための高圧ガス製造事業者、冷凍設備に用いる機器の製造業者及び冷凍設備の施工・保守事業者に対し、冷凍設備の修理等を行う場合には、高圧ガス保安法に基づく冷凍保安規則第9条第3号(第14条第2号において準用する場合を含む)に定められた下記事項を遵守するよう対応を求めます。

記

1. 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。
2. 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。
3. 冷媒設備を開放して修理等をするときは、当該冷媒設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
4. 修理等が終了したときは、当該冷媒設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室
電話：03-3501-1706(直通)